

船舶事故等調査報告書

平成26年11月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第62号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年5月11日（日） 13時00分ごろ
発生場所	和歌山県みなべ町 堺 漁港南西方沖 みなべ町所在の紀伊 堺 港西防波堤灯台から真方位258° 1,050m付近 (概位 北緯33° 44.4′ 東経135° 19.4′)
事故等調査の経過	平成26年5月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 鈴木丸、5トン未満（長さ6.27m）
船舶番号、船舶所有者等	252-23910和歌山、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船底部に亀裂、プロペラ翼先端部に曲損
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人を同乗させ、釣りを終えて和歌山県田辺市文里港に向けて帰ることとし、堺漁港西方沖を‘みなべ町灘島北方の灯浮標へ向かう針路’（以下「予定針路」という。）及び約5ノットの対地速力で東進していた。</p> <p>船長は、操縦に当たり、右舷船首方からの波を受け、船体が動揺するので、操縦に専念していたところ、浅瀬が見えてきたものの、何とか通過できると思って航行していたが、平成26年5月11日13時00分ごろ、船体が停止し、堺漁港南西方沖の浅所に乗り揚げたことを知った。</p> <p>船長は、携帯電話で乗り揚げた旨の118番通報を行い、本船は、付近の島にいた釣り人の通報で駆けつけた瀬渡船によって引き出されて離礁し、自力で文里港に帰った。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 5、視程 約1海里</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期、波高 約2m、うねり 波高約1m</p>
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約0.9mであった。</p> <p>船長は、約10年前から趣味として釣りを楽しみ、本事故発生海域に浅礁が広がっていることを知っており、ふだんはみなべ町沖ノ島の南方沖を通過する針路として帰っていたが、本事故時、波が高いため、北方の陸岸寄りとなる予定針路を航行していた。</p> <p>船長は、ふだんから行き来する海域なので、GPSプロッターを稼働させていなかった。</p>

分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、堺漁港西方沖を東進中、右舷船首方からの波を受け、予定針路から北方に圧流されたことから、浅礁域に向かうこととなり、堺漁港南西方沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、堺漁港西方沖を東進中、右舷船首方からの波を受け、予定針路から北方に圧流されたため、浅礁域に向かうこととなり、堺漁港南西方沖の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・搭載しているGPSプロッターを有効に活用し、目標とする針路及び自船の位置を確かめながら航行すること。